

## 徳島県国土強靱化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会設置要綱

### （目的）

第 1 条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づき策定した「徳島県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）及び「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第 10 条に基づき策定した「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（以下「行動計画」という。）の整合性を図りつつ、適切な進捗管理と見直しを行い、両計画を計画的かつ着実に推進するため、防災関係機関をはじめ各分野の代表者や学識経験者で構成する徳島県国土強靱化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会を設置し、県に対して助言、提言を行う。

### （掌握事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、助言、提言を行うものとする。

- (1) 地域計画及び行動計画の推進に関すること。
- (2) 地域計画及び行動計画の検証及び見直しに関すること。
- (3) その他、地域計画及び行動計画に関し必要な事項。

### （構成）

第 3 条 委員会は、委員 25 名以内で構成する。

2 委員は、防災関係者及び学識経験者並びに一般の公募者等から知事が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、公募委員の任期については別途定めるものとする。

4 委員は、再任することができる。

### （委員長）

第 4 条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会をとりまとめ、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

### （委員会）

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じ、招集する。

2 委員長は、必要と認める場合は、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

### （事務局）

第 6 条 委員会の事務は、とくしまゼロ作戦課事前復興室において処理する。

### （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。